

資料編 DATA

貸借対照表	20
損益計算書	21
剰余金処分計算書	21
預金業務	24
貸出業務	25
有価証券その他	27
事業状況	29
単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項	31
連結情報	38
連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項	41

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成29年度	平成30年度
(資産の部)		
現金	15,113	17,343
預 け 金	357,285	374,255
コ ー ル ロ ー ン	276	38
買 入 金 銭 債 権	206	6,849
金 銭 の 信 託	-	0
有 価 証 券	382,079	385,743
国 債	73,919	67,129
地 方 債	116,816	114,068
社 債	144,045	139,799
株 式	4,436	4,738
そ の 他 の 証 券	42,861	60,006
貸 出 金	370,077	372,397
割 引 手 形	2,122	2,047
手 形 貸 付	11,322	9,210
証 書 貸 付	341,935	347,112
当 座 貸 越	14,697	14,027
外 国 為 替	117	65
外 国 他 店 預 け	95	43
取 立 外 国 為 替	22	22
そ の 他 資 産	6,518	6,851
未 決 済 為 替 貸	44	85
信 金 中 金 出 資 金	4,758	4,758
前 払 費 用	10	10
未 収 収 益	1,211	1,162
金 融 派 生 商 品	1	0
そ の 他 の 資 産	492	833
有 形 固 定 資 産	5,551	5,848
建 物	1,007	1,269
土 地	3,727	3,819
リ ー ス 資 産	162	125
建 設 仮 勘 定	91	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	562	633
無 形 固 定 資 産	142	147
ソ フ ト ウ ェ ア	116	121
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	25	25
繰 延 税 金 資 産	796	890
債 務 保 証 見 返	1,311	897
貸 倒 引 当 金	△1,985	△1,856
(うち個別貸倒引当金)	(△1,410)	(△1,319)
資 産 の 部 合 計	1,137,490	1,169,472

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	平成29年度	平成30年度
(負債の部)		
預 金 積 金	1,063,306	1,096,000
当 座 預 金	13,046	13,628
普 通 預 金	280,227	309,121
貯 蓄 預 金	487	561
通 知 預 金	21,242	27,119
定 期 預 金	706,210	703,299
定 期 積 金	39,407	39,099
そ の 他 の 預 金	2,685	3,170
借 用 金	6,120	5,336
借 入 金	6,120	5,336
そ の 他 負 債	1,854	1,801
未 決 済 為 替 借	104	191
未 払 費 用	522	459
給 付 補 填 備 金	16	19
未 払 法 人 税 等	228	179
前 受 収 益	96	84
払 戻 未 済 金	16	22
職 員 預 り 金	468	474
金 融 派 生 商 品	0	0
リ ー ス 債 務	162	125
資 産 除 去 債 務	75	79
そ の 他 の 負 債	161	165
賞 与 引 当 金	330	328
退 職 給 付 引 当 金	306	320
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	118	71
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	15	16
偶 発 損 失 引 当 金	51	56
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	147	147
債 務 保 証	1,311	897
負 債 の 部 合 計	1,073,562	1,104,975
(純資産の部)		
出 資 金	2,553	2,550
普 通 出 資 金	2,553	2,550
利 益 剰 余 金	56,718	57,827
利 益 準 備 金	2,547	2,553
そ の 他 利 益 剰 余 金	54,170	55,274
特 別 積 立 金	52,494	53,694
圧 縮 積 立 金	48	48
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,627	1,531
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	59,271	60,377
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,215	5,679
土 地 再 評 価 差 額 金	△1,559	△1,559
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,656	4,119
純 資 産 の 部 合 計	63,927	64,497
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,137,490	1,169,472

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
経常収益	12,431,946	12,130,359
資金運用収益	10,290,871	10,182,101
貸出金利息	5,911,333	5,743,198
預け金利息	664,597	672,047
コールローン利息	2,382	3,411
有価証券利息配当金	3,592,434	3,608,750
その他の受入利息	120,123	154,693
役務取引等収益	1,191,091	1,217,990
受入為替手数料	397,666	402,576
その他の役務収益	793,424	815,413
その他業務収益	255,907	220,622
外国為替売買益	10,218	7,964
国債等債券売却益	152,007	146,770
その他の業務収益	93,681	65,888
その他経常収益	694,076	509,645
貸倒引当金戻入益	106,121	-
償却債権取立益	209,209	60,867
株式等売却益	351,806	399,681
金銭の信託運用益	-	0
その他の経常収益	26,939	49,095
経常費用	10,623,359	10,452,303
資金調達費用	655,686	556,592
預金利息	575,504	484,276
給付補填備金繰入額	8,852	9,606
借入金利息	68,909	60,259
コールマネー利息	4	-
その他の支払利息	2,415	2,449
役務取引等費用	1,139,842	1,159,285
支払為替手数料	100,769	100,961
その他の役務費用	1,039,072	1,058,323
その他業務費用	164,013	146,921
国債等債券売却損	-	11,683
国債等債券償還損	163,420	135,043
その他の業務費用	593	194
経費	8,390,023	8,326,352
人件費	5,752,232	5,645,788
物件費	2,511,100	2,557,171
税金	126,690	123,392
その他経常費用	273,793	263,151
貸倒引当金繰入額	-	49,954
貸出金償却	182,667	145,656
株式等売却損	-	-
その他の経常費用	91,126	67,541
経常利益	1,808,587	1,678,056
特別利益	5,816	-
固定資産処分益	5,816	-
特別損失	22,927	32,973
固定資産処分損	22,216	30,250
減損損失	711	2,722
税引前当期純利益	1,791,476	1,645,082
法人税、住民税及び事業税	340,692	315,171
法人税等調整額	143,799	119,273
法人税等合計	484,492	434,445
当期純利益	1,306,984	1,210,637
繰越金(当期首残高)	358,806	321,065
土地再評価差額金取崩額	△37,860	-
当期末処分剰余金	1,627,930	1,531,703

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成29年度	平成30年度
当期末処分剰余金	1,627,930,466	1,531,703,317
積立金取崩額	-	3,185,700
利益準備金限度超過取崩額	-	3,185,700
剰余金処分量	1,306,864,489	1,201,501,174
利益準備金	5,325,500	-
普通出資に対する配当金	101,538,989	101,501,174
特別積立金	1,200,000,000	1,100,000,000
繰越金(当期末残高)	321,065,977	333,387,843

[謄本]

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月21日

きのくに信用金庫

理事長

田谷 節朗 (印)

平成29年度及び30年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

■注記事項 貸借対照表関係 (30年度)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価原価法（定額法）、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価価額はすべて、全部純資産導入法により処理しております。
- 金銭の債権については信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	34年～50年	その他	3年～5年
----	---------	-----	-------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残存保証の定めがあるものは当該残存保証額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いとい認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業課連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、8,377百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理
----------	---

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）	
年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457百万円
差引額	△136,747百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成30年3月31日現在）	0.7450%
-----------------------------------	---------

③補足説明

上記の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金141百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を積み出し時の標準給付の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによる方法です。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 子会社等の株式の総額
- 子会社等に対する金銭債務総額
- 有形固定資産の減価償却累計額
- 有形固定資産の圧縮記憶額
- 貸出金のうち、破綻先債権額は89百万円、延滞債権額は7,980百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由はと同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は81百万円であり、

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金を破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,095百万円であり、

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、10,247百万円であり、

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた割引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,047百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,003百万円
預け金	6,000百万円
現金	1百万円
担保資産に対応する債務	
預金	88百万円
借入金	5,336百万円
上記のほか、為替決済、手形交換代理委託等の取引の担保として、預け金55,010百万円、現金1百万円を差し入れております。	
また、その他の資産には、保証金318百万円が含まれております。	

- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,017百万円
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は81百万円であり、

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金を破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,095百万円であり、

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、10,247百万円であり、

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた割引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,047百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,003百万円
預け金	6,000百万円
現金	1百万円
担保資産に対応する債務	
預金	88百万円
借入金	5,336百万円
上記のほか、為替決済、手形交換代理委託等の取引の担保として、預け金55,010百万円、現金1百万円を差し入れております。	
また、その他の資産には、保証金318百万円が含まれております。	

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)預け金(*1)	374,255	375,107	851
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	52,453	53,829	1,376
その他有価証券	333,048	333,048	-
(3)貸出金(*1)	372,397		
貸倒引当金(*2)	△1,822		
	370,574	377,735	7,160
金融資産計	1,130,331	1,139,719	9,387
(1)預金積金(*1)	1,096,000	1,096,724	723
(2)借入金(*1)	5,336	5,611	275
金融負債計	1,101,337	1,102,335	998
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金
 - 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (2) 有価証券
 - 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
 - なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から32.に記載しております。
- (3) 貸出金
 - 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 - ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表からの貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
 - ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 - ③①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

- (1) 預金積金
 - 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。
- (2) 借入金
 - 借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

- デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 (※1)	1
非上場株式 (※1)	193
組合出資金 (※2)	47
合 計	242

- (※1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。
- (※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金 (※1)	172,905	133,350	33,000	35,000
有価証券	40,516	177,344	86,318	52,299
満期保有目的の債券	1,231	28,811	1,300	21,000
その他有価証券のうち	39,284	148,533	85,018	31,299
満期があるもの				
貸出金 (※2)	60,067	121,907	90,681	82,763
合 計	273,489	432,601	209,999	170,062

- (※1) 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めております。
- (※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金積金 (※)	1,014,533	81,234	9	222
借入金	880	1,959	2,495	—
合 計	1,015,414	83,193	2,504	222

- (※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。
- 31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32. まで同様であります。

種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	
				時 価 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,500	1,550	49
	地方債	23,391	23,868	477
	社債	6,258	6,385	126
	その他	14,301	15,103	802
	小 計	45,453	46,908	1,455
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	7,000	6,920	△79
	小 計	7,000	6,920	△79
合 計	52,453	53,829	1,376	

その他有価証券

種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	
				取得原価 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,631	2,139	491
	債券	289,546	282,118	7,428
	国債	65,628	62,553	3,074
	地方債	90,677	88,813	1,863
	社債	133,241	130,751	2,489
	その他	20,461	19,484	976
	小 計	312,639	303,743	8,895
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,912	2,229	△316
	債券	299	300	△0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	299	300	△0
	その他	18,196	19,015	△818
	小 計	20,409	21,544	△1,135
合 計	333,048	325,287	7,760	

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	905	272	—
債券	11,929	121	△11
国債	7,516	94	△11
地方債	1,781	21	—
社債	2,631	5	—
その他	4,420	152	—
合 計	17,255	546	△11

33. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	0	0	0	0	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

- 34. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付ることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、62,770百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資実行残高そのものが必ずしも当座の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を欲するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、と信保保全上の措置を講じております。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,397百万円
退職給付引当金	88
減価償却超過額	288
その他	384
繰延税金資産小計	3,158
評価性引当額	△163
繰延税金資産合計	2,995
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	18
その他有価証券評価差額金	2,081
その他	4
繰延税金負債合計	2,104
繰延税金資産の純額	890百万円

■注記事項 損益計算書関係 (30年度)

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり当期純利益金額 23円72銭
- 3. 当事業年度に固定資産減損損失を認識したのものについては次のとおりです。

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループ

地域	和歌山県内	大阪府内
主な用途	遊休資産 1カ所	営業資産 1カ所
種類	その他の有形固定資産	建物、その他の有形固定資産

- (2) 減損損失の認識に至った経緯
上記資産は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しています。
- (3) 減損損失の金額と種類毎の内訳

種類	金額
建 物	1,123千円
その他の有形固定資産	1,599千円
計	2,722千円

(4) 資産グループの方法

資産のグループは、各営業店単位としております。ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位でグループ化を行っております。遊休資産については、個別資産としてグループ化を行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

原則として路線価を基とした時価評価額等による正味売却価額を使用しています。

<報酬体系について>

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別労務の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額
(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	165

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は2名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」132百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」28百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。